入間東部みよしの里（短期入所）
重度化した場合における対応に関する指針

１．急性期における医師や医療機関との連携体制

（１）当事業所利用者に、体調の急変などが発生した場合には、当事業所の看護師または協力医療機関（イムス三芳総合病院）の対応により、速やかに適切な処置を行います。

　また、当事業所看護師による毎週１回１時間の看護対応を継続的に行うことにより、利用者の心身状況を常に把握し体調管理を行います。

（２）利用者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態となったときには、速やかにご家族、後見人、保佐人、補助人（以下「家族等」といいます。）に連絡し、意向を伺ったうえ、協力医療機関の医師によって可能と判断された場合において、当事業所を利用した状態で、協力医療機関の医師、またはその指示による看護師の対応により医療処置を行います。

　但し、協力医療機関の医師により当該事業所に居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または、利用者、代理人が医療機関への入院を希望する場合には、希望する医療機関への入院を調整いたします。

（３）医療連携体制の整備に関する介護報酬加算

　施設障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により、そのうち各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。

２．入院期間中における利用料及び食費等の取扱い

　入院期間中の利用料及び食費については、当該事業所サービス未提供期間として費用徴収はありません。

入間東部みよしの里（短期入所）をご利用頂くにあたり、利用者に対して本書面で、重要な事項に関する追加説明をしました。

事業者

（所在地）　埼玉県入間郡三芳町上富３２２－２

（名 称 ）　社会福祉法人　入間東部福祉会

理事長　　星野　光弘　　印

（説明者）　所　属　　入間東部みよしの里

氏　名　　印

私は本書面により、これから利用する入間東部みよしの里（短期入所）の重要な事項について事業者から受けました。

入居者

（住　　所）

（氏　　名）　　印

立会人等

（住　　所）

（電　　話）

（氏　　名）　　印